

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和7年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (2) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務 (3) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務 (4) 令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (5) 令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務 (6) 令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 (7) 令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付) (8) 令和7年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務</p>
③システムの名称	1. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務に係るシステム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第9条第1項及び別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] なし [情報照会] ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)(2)(3)(7)福祉課、(4)(5)(6)企画財政課、(8)税務課
②所属長の役職名	(1)(2)(3)(7)福祉課長、(4)(5)(6)企画財政課長、(8)税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 (1)(2)(3)(7)住民福祉部 福祉課、(4)(5)(6)総務部 企画財政課、(8)総務部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携の確認を行うための情報ネットワークシステムを利用可能な職員は、起案により決裁及び事前登録(静脈認証)を行い、住民課からの取扱い説明を受け、必要最低限な職員での対応を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	様式変更			事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)
令和7年3月7日	I 1②事務の概要	(1)令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務(令和6年4月30日終了) (2)令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務(令和6年7月31日終了) (3)令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務(令和6年8月31日終了) (4)令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務(令和6年10月31日終了) (5)令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務(令和6年10月31日終了) (6)令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務(令和6年10月31日終了)	令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)事務	事後	一部事務の終了及び事務の追加
令和7年3月7日	I 4②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条	事後	修正
令和7年3月7日	I 5①部署	・令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務(令和6年4月30日終了)、令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務及び令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務:住民福祉部 福祉課 ・令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務、令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務及び令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務:総務部 企画財政課	・令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)支給事務:総務部 企画財政課及び住民福祉部 福祉課	事後	支給事務の終了及び新規給付事務の開始に伴う変更
令和7年3月7日	I 5②所属長の役職名	・令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務、令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務及び令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務:福祉課長 ・令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務、令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務及び令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務:企画財政課長	・令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)支給事務:企画財政課長及び福祉課長	事後	支給事務の終了及び新規給付事務の開始に伴う変更
令和7年3月7日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 企画財政課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 福祉課	事後	主管課の変更
令和7年3月7日	II 1 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年3月7日時点		評価書の変更に伴う
令和7年3月7日	II 2 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年3月7日時点		評価書の変更に伴う
令和7年3月7日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業		2)十分である 住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	IVリスク対策 11 最も優先が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である 判断の根拠: 情報連携の確認を行うための情報ネットワークシステムを利用可能な職員は、起案により決裁及び事前登録(静脈認証)を行い、住民課からの取扱い説明を受け、必要最低限な職員での対応を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う追記
令和7年8月26日	I 1②事務の概要	・令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)	(1) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (2) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務 (3) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務 (4) 令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (5) 令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務 (6) 令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 (7) 令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)	事後	
令和7年8月26日	I 3法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項	・番号利用法第9条第1項及び別表135の項	事後	
令和7年8月26日	I 4②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	[情報提供] なし [情報照会] ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和7年8月26日	I 5①部署	・令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)支給事務:総務部 企画財政課及び住民福祉部福祉課	(1)(2)(3)(7)福祉課、(4)(5)(6)企画財政課、(8)税務課	事後	
令和7年8月26日	I 5②所属長の役職名	企画財政課長及び福祉課長	(1)(2)(3)(7)福祉課長、(4)(5)(6)企画財政課長、(8)税務課長	事後	
令和7年8月26日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 企画財政課 及び 住民福祉部 福祉課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 (1)(2)(3)(7)住民福祉部 福祉課、(4)(5)(6)総務部 企画財政課、(8)総務部 税務課	事後	
令和7年8月26日	II 1 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和7年8月26日時点	事後	
令和7年8月26日	II 2 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和7年8月26日時点	事後	
令和7年8月27日	I 1②事務の概要	(1) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (2) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務 (3) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務 (4) 令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (5) 令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務 (6) 令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 (7) 令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)	(1) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (2) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(均等割のみ課税世帯)給付金支給事務 (3) 令和5年度北谷町物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)給付金支給事務 (4) 令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金支給事務 (5) 令和6年度物価高騰対応重点支援(子育て世帯への加算)支給事務 (6) 令和6年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 (7) 令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付) (8) 令和7年度北谷町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務	事後	取扱事務追加に伴う修正
令和7年8月27日	I 5①部署	(1)(2)(3)(7)福祉課、(4)(5)(6)企画財政課	(1)(2)(3)(7)福祉課、(4)(5)(6)企画財政課、(8)税務課	事後	取扱事務追加に伴う修正
令和7年8月27日	I 5②所属長の役職名	(1)(2)(3)(7)福祉課長、(4)(5)(6)企画財政課長	(1)(2)(3)(7)福祉課長、(4)(5)(6)企画財政課長、(8)税務課長	事後	取扱事務追加に伴う修正
令和7年8月27日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 (1)(2)(3)(7)住民福祉部 福祉課、(4)(5)(6)総務部 企画財政課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 (1)(2)(3)(7)住民福祉部 福祉課、(4)(5)(6)総務部 企画財政課、(8)総務部 税務課	事後	取扱事務追加に伴う修正
令和7年8月27日	II 1 いつ時点の計数か	令和7年8月26日時点	令和7年8月27日時点	事後	取扱事務追加に伴う修正
令和7年8月27日	II 2 いつ時点の計数か	令和7年8月26日時点	令和7年8月27日時点	事後	取扱事務追加に伴う修正